

第2章

GM課税のUTPR・QDMTTの創設等 国際課税および消費税に 関する改正の実務ポイント

【この章のエッセンス】

- 経済のグローバル化・デジタル化への対応として、グローバルミニマム(GM)課税については令和5年度税制改正で所得合算ルールが法制化された。諸外国における立法動向も踏まえ、令和7年度税制改正では、軽減課税所得ルールおよび国内ミニマム課税の法制化が行われた。
- グローバル・ミニマム課税の立法化による事務負担軽減を図るため、外国子会社合算税制の申告等に係る事務負担軽減の見直しが行われた。
- 消費税の外国人旅行者向け免税制度は、インバウンド消費の拡大に向けた重要な政策ツールである一方で、不正利用が行われてきたことを踏まえて、リファンド方式への改組や免税制度における見直しが行われた。

国際課税

グローバル・ミニマム課税への対応

(1) 第1の柱と第2の柱の制度 化に向けた国際動向

経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決に向けた新たな国際課税制度(第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)と第2の柱(グローバル・ミニマム課税))が2021年10月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」で合意され、その実施に向けた取組みが行われてきた。2023年7月、それまでの交渉成果がアウトカム・ステートメントとして公表され(142カ国・地域が

合意)、第1の柱(利益A)の多数国間条約案が2023年10月に公表され2024年の署名が予定されていたが、今後も米国の署名が見込まれないことから、現状では当該条約の署名・発効の見通しが立っていない。

第2の柱については、30以上の国・地域でグローバル・ミニマム課税制度が国内法化されており、租税条約の特典否認ルール(STIR: Subject to tax rule)は、2024年9月に9カ国が多数国間協定に署名を行っている⁽⁹⁾。わが国では、令和5年度税制改正により所得合算ルール(IIR)が各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税として法制化され、2024年4月1日以後に開始する対象会計年度から適

用されている。諸外国におけるグローバル・ミニマム課税制度の立法動向を踏まえて、令和7年度税制改正では軽減課税所得ルール(UTPR: Undertaxed Profits Rule)および国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)が、各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税および各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税として法制化され、2026年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用される。

これらのG10BEERの法制化に伴い、特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度の見直しと、グループ国内最低課税額報告事項等の提供制度の法制化が行われ、2026年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用される(次頁図表14、図表15)。

(2) 軽減課税所得ルール(UTPR)の法制化

各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税が法制化され、特定基準法人税額に対する地方法人税(国際最低課税額等に係る特定基

⁽⁹⁾ <https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/topics/policy-sub-issues/sttr/sttr-mli-signatories-and-parties.pdf>